

(様式 1-3)

福島県（葛尾村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	196	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（水稻育苗施設整備） 葛尾村	事業番号	(5)-43-44
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	葛尾村（間接）		
総交付対象事業費	18,627（千円）	全体事業費	419,382（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>葛尾村では、平成28年6月に一部の帰還困難区域を除き避難指示が解除されたが、長期間の避難を余儀なくされたことから、村民の帰還は進んでおらず、避難指示解除後3年を経過しても今なお帰還率は20%台にとどまっている。震災前の村の主産業は農業であり、水稻、畜産、葉たばこを中心に多様な農業が営まれてきたが、原発事故を受け、風評被害や除染に伴う地力低下、後継者の流出など営農環境が大きく変わり離農を考える農家も少なくない。また、村内の農業関連施設の老朽化・担い手不足等が深刻化しており、今後、耕作放棄地の増加が予測される中、村としては、営農再開に向けた様々な取り組みを実施し、農業者の帰還を促進しているところである。</p> <p>しかし、米の作付けは、震災前の135haに対し、現状26haの再開に留まっており、このうち23ha分は広野町や郡山市より苗を購入している状況である。このため、村では、苗運搬費の支援に加え、村独自で購入費の一部助成を行っているが、自家育苗者はごく少数となっていることから、育苗施設の確保が急務となっている。</p> <p><農業振興の方向性></p> <p>震災前から村の主要作物である水稻は、今も主要作物であり地域農業再生の要となるものである。震災で各農家が保有していた育苗施設が取り壊され喪失している中、苗の確保を心配することなく稲作ができる環境を整えることで水田の利活用を促進し、生業となる営農の再開により農業者の帰還を促す。</p>					
事業概要					
<p><本事業で施設を整備する理由></p> <p>本事業により、水稻育苗施設を整備し、水稻の作付再開を支援することで、村民の帰還や営農の再開を促進する。</p> <p><整備内容></p> <ul style="list-style-type: none">施設（設備）概要：水稻育苗施設 一式 21 棟 施設面積 4,026.80 m² (機械棟 1 棟 (施設面積 603.26 m²)、緑化棟 1 棟 (施設面積 142.50 m²)、 硬化棟 パイプハウス 19 棟 (施設面積 3,281.04 m²)) 播種、出芽、緑化、硬化等設備一式 付属機械機器 (ハイマスト付きフォークリフト 1 台、箱並べ機 1 台、ローラーコンベアー式) (敷地面積 8,088 m²)品目：水稻受益面積：75ha処理能力：15,000 箱 <p><市町村計画等></p> <p>●かつらお再生戦略プランより</p> <p>第 2 章 復興再生プラン 2. 重点プロジェクト (3) 重点プロジェクトの方向性</p> <p>2) 安心農業基盤・体制の強化プロジェクト</p> <p>① 営農意向を活かした農業拠点地区の整備と経営体制の強化</p>					

イ) 集落生産・管理体制の強化

- ・村における農業の再生・活性化を図るため集落営農を強化し、土地の流動化、周辺林地の管理等、営農との一体的な取り組みを図ります。
- ・道路・水路の共同管理の充実、機械・機器等の共同利用、共同作業による既耕作放棄地の復旧等を図ります。

③各集落における元気を増進する集落・営農環境の向上

ア) 共同化促進による集落営農の活性化

- ・中山間地直接支払制度を活用し、各集落営農の共同利用施設の復旧整備、共同利用の農業用施設・機械の導入等、生産関連施設等の整備を図ります。
- ・各集落拠点に、共同作業所や農業機材保管庫を整備し、さらに既存の集落営農をネットワークした全村共同で推進させることで村の農業再生を図ります。

●葛尾村農業再生事業化計画「美しい農がある風景を再び かつらお」より

3. 農業再生への目標

村民ひとりひとりが主役になり、農に関わっていただくことで、人が集まり、人とひとが語りあい、美しい農がある風景を再び取り戻していくことを将来像に、農業再生支援を行い、村の農業再生を進め、基幹産業として新しく生まれ変わることを目標とします。

- ① 水田農業は、育苗から出荷までの作業について、作業を斡旋する組織の設立を行い、各種作業を支援します。また、まとまった農地の集積を行う経営体を育成するとともに、組織や経営体で水田農業の再開を行う場合は、必要な農業用機械と施設（育苗施設と穀類乾燥調製施設等）の整備を支援します。

4. 農業再生への道のり

(3) 第3段階「農業の将来像」

○水田は、経営体（法人及び生産組織）を育成し、育苗施設や穀類乾燥調製施設等の整備を支援するとともに、農地の利用集積を進めるため、未整備地区のほ場区画の整理・大型化を進めます。

●葛尾村農業再生アクションプランより

「稲作振興」

【目標】

○震災前の作付面積約130haの回復を目標とし、当面令和6年度までに約7割の85haの作付を目指します。（R元：26ha）

【具体的対応（施策）】

- ①加速化交付金制度を活用した共同利用施設・機械等の整備（育苗施設・乾燥調製施設・集落営農向け機械等）

当面の事業概要

<令和2年度>

実施設計 18,627千円

<令和3年度>

建設工事 394,220千円

機械導入 6,535千円

地域の帰還環境整備との関係

本事業により育苗施設を整備することで村内における営農再開を支援する。特に、長期の避難で管理ができず農機具や施設が使用できなくなった農家について、村内における農業用施設の利用が可能となることから、新たに農業者14名の稲作再開と村内への帰還が見込まれる。

さらに、村と関係機関が一体となり、稲作再開の意向を示さない者から、担い手や集落営農組織へ水田の流動化を進めることで、優良農地を確保し、村全体の農業振興及び地域再生を図る。

関連する事業の概要

○効果促進事業

第31回申請	敷地造成設計（2年度予定）	11,618千円
第33回申請予定	敷地造成工事（3年度予定）	74,116千円
○被災地域農業復興総合支援事業		
	米乾燥調製施設・農業機械整備事業（令和2年度～3年度予定）	211,243千円

S=1:20000

被災地域農業復興総合支援事業（水稻育苗施設整備）葛尾村 位置図



令和元年8月30日